



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	4
一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	5
大和高田市まちの広場条例（総務課）	5
大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）	9
規則	10
大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則の一部を改正する規則（市民課）	10
大和高田市公印規則の一部を改正する規則（総務課）	18
大和高田市まちの広場条例施行規則（総務課）	18
大和高田市まちの広場条例の施行期日を定める規則（総務課）	25
大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則（生活安全課）	25
告示	26
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	26
公示送達（保険医療課）	27
公示送達（保険医療課）	27
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	28
大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	29
大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	30
令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）等の要領の公表（財政課）	30
公示送達（税務課）	40
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	40
公示送達（保険医療課）	41
公告	41
大和高田市立病院売店等運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（市立病院管理課）	41
市役所庁舎第二駐車場運営管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	42
令和5年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	45
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	47
令和5年度大和高田市航空写真撮影業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	47
大和高田市総合福祉会館・高田温泉さくら荘照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	50
大和高田市立図書館・葛城コミュニティセンター照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札	

公告（契約監理課）	54
大和高田市立高田・土庫こども園照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	58
大和高田市保健センター照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	62
大和高田市営斎場照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	66
浮孔西小学校受変電設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	69
大和高田当麻線家屋補償等調査業務委託（再算定及び詳細設計）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	73
公売公告（収納対策室）	76
農業経営基盤強化基本構想の変更（農業振興課）	78
教育委員会	78
大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集（教育総務課）	78
選挙管理委員会	79
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	79
選挙運動に関する収入及び支出の要旨（選挙管理委員会）	79
選挙運動に関する収入及び支出の要旨（選挙管理委員会）	79
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	80
農業委員会	80
大和高田市農業委員会10月定例委員会の招集（農業委員会）	80
公営企業	80
大和高田市公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）	80
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課）	81
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	81
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課）	81
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	82
幹線管路不明水調査及び管路診断業務（その2）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	82
配水管布設替工事（S02）・消火栓布設替工事（消02）に関する条件付き一般競争入札公告（水道工務課）	85
高4枝有井地内管渠工事（53）・給配水管移設工事（G53）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	89
敷枝築山地内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	93
築枝大谷地内管渠工事（4）・給配水管移設工事（G04）・消火栓新設工事（消01）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	97
高6枝昭和町・三和町地内管渠工事（5）・給配水管移設工事（G05）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	100

公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正**する条例（人事課）****1 理由**

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたところ、同法第44条の規定内容が、第26条の8に規定されることに伴い、これに準じた条ずれの改正を行うものです。

2 内容**第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正**

新型インフルエンザ等対策特別措置法の条ずれに準じた改正を行います。（第16条関係）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法の条ずれに準じた改正を行います。（第12条の3関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）**1 理由**

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことを受けて、令和5年5月31日をもって、従来防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給対象とされてきた4つの防疫等作業を、支給対象から除く旨決定しました。このことに伴い、当該手当の支給対象となる防疫等作業が全て無くなったことから、当該手当に係る規定を削除する改正を行うものです。

2 内容

職員が、市立病院において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する特殊勤務手当の規定を削除します。（第2条及び第36条の20関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市まちな広場条例（総務課）**1 理由**

施設の建替え、移転、改築、再編等を通じて今後本市に設けられるであろう広場がより豊かな市民生活の実現に資する広場となるよう、市役所庁舎前広場が公共の用に供されることを端緒に、広場に適用される一般法たる大和高田市まちな広場条例を制定するものです。

2 内容**案の骨子**

第1章 広場の設置等（第1条—第4条）

第2章 広場の管理（第5条—第8条）

第3章 まちの広場施設の設置等（第9条—第11条）

第4章 広場の占用（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条—第24条）

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

◇大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）

1 理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備により印鑑登録証明書の交付申請が可能となったため、所要の改正を行うものです。

2 内容

1 個人番号カードの提示による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を用いることとします。（第14条関係）

2 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを用いる従来の利用者証明用電子証明書による交付申請に加え、移動端末設備内の移動端末設備利用者証明用電子証明書を用いる方法を追加します。（第14条の2関係）

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第16号

一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第17号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）を次のように改正する。

第2条第24号及び第25号を次のように改める。

（24）及び（25） 削除

第36条の20から第36条の23までを次のように改める。

第36条の20から第36条の23まで 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第18号

大和高田市まちの広場条例をここに公布する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市まちの広場条例

目次

第1章 広場の設置等（第1条—第4条）

第2章 広場の管理（第5条—第8条）

第3章 まちの広場施設の設置等（第9条—第11条）

第4章 広場の占用（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条—第24条）

附則

第1章 広場の設置等

（目的及び設置）

第1条 市民の誰もが遊び、憩い、その活動を通じて他者との間で緩やかなつながりを築き、公共の場と私的な空間との間に生じうる隔たりを埋めることのできる場を提供することにより、より豊かな市民生活の実現に資するため、大和高田市まちの広場（以下「広場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「まちの広場施設」とは、広場に設ける施設であって、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に相当するものをいう。

（広場の整備等）

第3条 広場は、その整備に必要があると認められるときは、その施設用地等が市の所有に属するかどうかにかかわらず、その使用に応じた権原を取得することにより、場所、規模等が適当な土地を活用して設置することができる。

（名称及び位置）

第4条 広場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第2章 広場の管理

（行為の禁止）

第5条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第1項、第9条第1項又は第12条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1） 広場を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3） 土石、竹木等の物件をたい積すること。
- （4） 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- （5） 市長が指定した場所以外の場所で火器を使用すること。
- （6） 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- （7） 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- （8） はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、広場の風致を害し、広場を用途外に使用し、又は広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

（行為の制限）

第6条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長に対して申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- （1） 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して使用すること。
 - （2） 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - （3） 物品を販売し、又は頒布すること。
 - （4） 前各号に掲げる行為に準ずる行為として市長が別に定めること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1条の規定による目的を達成するための広場の使用方法の調査又は検討に必要があると認める場合は、その使用を許可することができる。
- 4 市長は、第1項の許可に際し必要があると認めるときは、広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
- 5 第2項の規定による広場の使用の期間は、市長が別に定める。

（許可の特例）

第7条 第9条第1項及び第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

（使用の制限）

第8条 市長は、広場の管理のため必要があると認めるときは、広場の使用を制限することができる。

第3章 まちの広場施設の設置等

（まちの広場施設の設置等の許可）

第9条 まちの広場施設を設置し、又は管理しようとする者は、市長に対して申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請に係る行為が公衆の広場の使用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要と認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 市長は、第1項の許可に際し必要があると認めるときは、条件を付け、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせることができる。
- 4 第2項の規定によるまちの広場施設の設置又は管理の期間は、市長が別に定める。

（使用料）

第10条 第6条第1項又は前条第1項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

（まちの広場施設の公募設置等）

第11条 前2条の規定にかかわらず、市長は、第9条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、まちの広場施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、広場の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるときは、都市公園法第5条の2から第5条の8までの規定に準じて市長が定める規則の規定により、これを公募により決定することができる。

第4章 広場の占用

（まちの広場施設以外の工作物等の設置に係る許可）

第12条 広場にまちの広場施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占用しようとする者は、市長に対して申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る行為が公衆の広場の使用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長に対して申請し、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が広場の風致に影響を与えない占用物件の軽微な改装等であって規則で定めるものであるときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の許可に際し必要があると認めるときは、条件を付け、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせることができる。

5 第2項の規定による広場の使用の期間は、市長が別に定める。

（占用料）

第13条 前条第1項の許可を受けた者からは、大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）別表に掲げる占用物件の占用料の例により算定した額を占用料として徴収する。

2 前項の占用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

第5章 雑則

（権利の譲渡等の禁止）

第14条 第6条、第9条又は第12条の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

（使用料等の不還付）

第15条 既に納付した使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

（使用料等の減免）

第16条 市長は、その使用が公共のための使用、公益の増進に資する使用その他これに準じた使用がなされるときは、規則で定めるところにより、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（使用又は占用の制限）

第17条 市長は、市の所有する土地以外の土地に設置する広場について当該土地の所有者又は管理者がその使用又は占用につき制限する旨の条件を付したときは、その制限の範囲内で使用又は占用の許可をしなければならない。

（協議会）

第18条 市長は、広場の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（この条

において「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 協議会は、関係行政機関、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の広場の利用者の利便の向上に資する活動を行うものであって市長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 協議会において協議が調った事項については、市長及び協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（監督処分）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止し、広場に存する工作物その他の物件若しくは施設を改築し、移転し、若しくは除却し、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な措置をし、広場を原状に回復し、又は広場から退去することを命ずることができる。

（1） この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

（2） この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

（3） 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、前項の規定による処分を行うことができる。

（1） 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

（2） 広場の保全又は公衆の広場の利用に著しい支障が生じたとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（放置物等の措置）

第20条 市長は、前条の規定にかかわらず、広場の管理上必要があると認めるときは、広場に放置されている工作物その他の物件を移転し、若しくは移動し、又は長期間継続して駐車している車両等を移動することができる。

- 2 市長は、前項の規定により移転し、若しくは移動した工作物その他の物件又は移動した車両等を保管するものとする。

（移転又は移動に係る費用）

第21条 市長は、前条第2項の規定により保管された工作物その他の物件又は車両等（以下「工作物等」という。）の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者又は使用者に対して、当該工作物等に係る移転又は移動に係る費用を徴収することができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を徴収しないものとする。

（1） 工作物等の移転又は移動の日前に警察署に当該工作物等に係る盗難の被害届が提出されているとき。

（2） 工作物等の移転又は移動の日と警察署に当該工作物等に係る盗難の被害届を提出した日が同日で工作物等の盗難の被害にあった場所が当該移転又は移動に係る広場でないとき。

（保管に係る費用）

第22条 市長は、工作物等について、相当期間を経過しても引き取らせることができない場合は、当該工作物等の保管に係る費用（保管に過分の費用を要し、当該工作物等を売却して現金で保管する場合を含む。）を所有者から徴収することができる。

（原状回復及び損害賠償）

第23条 使用者等は、使用する施設をき損したとき、期間の満了若しくは停止又は許可の取消しの

あったときは、直ちにその使用する施設を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	位置
大和高田市役所庁舎前広場	奈良県大和高田市大字大中100番地1

別表第2（第10条関係）

種別	単位	使用料
第6条第1項の許可に係る土地	1平方メートル 1月	150円
	1平方メートル 1日	5円
第9条第1項の許可に係る土地	1平方メートル 1月	150円
	1平方メートル 1日	5円

備考 使用し、又は占用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

条例第19号

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

大和高田市印鑑条例（昭和57年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条中「をいう。以下同じ。）を提示して」を「であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。）を提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。以下同じ。）を入力することにより」に改める。

第14条の2第1項中「において個人番号カードを利用し、暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる」を「に、個人番号カード又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、暗証番号の入力又は必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則**規則第28号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則の一部を改正する規則

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市自動車臨時運行許可に関する規則

第2条第1項中「臨時運行許可申請書」を「自動車臨時運行許可申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請をしようとする者は、当該申請を行うに当たり、次に掲げる書面の提示を行わなければならない。

（1） 臨時運行の許可を受けようとする自動車（以下「対象自動車」という。）の同一性を確認できる次のいずれかの書面

ア 自動車検査証

イ 限定自動車検査証

ウ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書を含む。）

エ 自動車検査証返納証明書

オ 完成検査終了証（登録情報処理機関に提供された電子情報を出力した書面を含む。）

カ 排ガス検査終了証

キ 自動車通関証明書

ク 輸入車特別取扱自動車届出済書

ケ 製作（製造）証明書

コ 自動車検査証返納及び自動車登録番号標領置証明書

サ 登録事項等証明書

シ その他車台番号の拓本又は写真等の自動車の同一性を確認できる書面

（2） 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により提示することとされる次のいずれかの書面

ア 自動車損害賠償責任保険証明書

イ 自動車損害賠償責任共済証明書

第3条を次のように改める。

（臨時運行の許可基準）

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる事項に適合する

と認めた場合に、これを許可するものとする。

（１） 対象自動車の種別が、法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車であること。

（２） 対象自動車が法第4条に規定する登録又は法第60条に規定する車両番号の指定を受けていない場合にあっては、臨時運行の目的が次のいずれかに該当するものであること。

ア 自動車の新規登録又は新規検査を受けるための回送

イ 自動車の試運転

ウ 自動車の製作、販売及び陸送を業とする者が、販売、引渡し等のために行う回送

エ その他市長が特別の事情があると認める運行

（３） 対象自動車が法第4条に規定する登録又は法第60条に規定する車両番号の指定を受けている場合にあっては、臨時運行の目的が次のいずれかに該当するものであること。

ア 自動車検査証の有効期間が満了した自動車の継続検査その他の検査を受けるために行う回送

イ 自動車検査証の有効期間が満了した自動車の整備のために行う回送

ウ 自動車登録番号標の番号変更を受けるために行う回送

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条、第81条又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の処分を受け、領置された自動車登録番号標の返付を受けるために行う回送

オ 法第20条第2項によって領置された自動車登録番号標の返付を受けるために行う回送

カ 自動車の製作、販売及び陸送を業とする者が、有効期間の満了した自動車を販売、引渡し等のために行う回送

キ その他市長が特別の事情があると認める運行

（４） 臨時運行の期間が、運行の目的、経路等に鑑み、必要最少日数であると認められること。

（５） 臨時運行の期間が、対象自動車に係る前条第2項第2号ア又はイの保険期間内であること。

（６） 同一の車両につき、継続して申請があった場合については、前回の有効期間内に臨時運行の目的を達せられなかった正当な事由があると認められること。

2 市長は、前項の規定により臨時運行を許可したときは、その有効期間を定め、法第35条第4項の規定により、臨時運行許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付し、かつ、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与しなければならない。この場合において、当該有効期間は、長期間を要する回送を行う場合その他やむを得ない場合を除き、5日を超えない範囲で定めるものとする。

3 前項の許可証を交付するときは、市長は、運転免許証又は住民基本台帳に基づく証明書その他申請者の住所及び氏名を確認し得る書類の提示を求めることができる。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、許可証又は番号標の紛失により前段の届出を行うときは、市の区域を管轄する警察署に遺失の届出をし、その受理番号を臨時運行許可証・臨時運行許可番号標紛失（損傷）届に記載するものとする。

本則に次の2条を加える。

（許可の取消し）

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により自動車の臨時運行の許可を受け、又は不正に使用したと認めたときは、直ちに許可を取り消すものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、自動車の臨時運行の許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle			
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon) 3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over) 5 オートバイ (motorcycle) 6 その他 ()		
車台番号 Serial No.	自動車損害賠償責任保険 Car Insurance		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other ())	保険会社名 Name of Co.	保険会社
		証明書番号 Voucher No.	
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	保険期間 Insuranance Period	自 (From) 年 月 日 至 (To) 年 月 日
		備 考	
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)		

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。 年 月 日

大和高田市長 様

申請人	住所 Applicant's Address		番号標番号	枚数 — 1・2
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(代表者)	許可番号	No.
		電話 (Tel) () ()	許可年月日	年 月 日
	業 種 Type of industry	1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	番号標受領者 氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入	返納月日	年 月 日
			備 考	
			返納期限	年 月 日まで

（裏面）

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。（道路運送車両法第107条）
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。（道路運送車両法第108条）
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む）。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「3 その他」の場合は、（ ）内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。
（例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区）
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）して下さい。

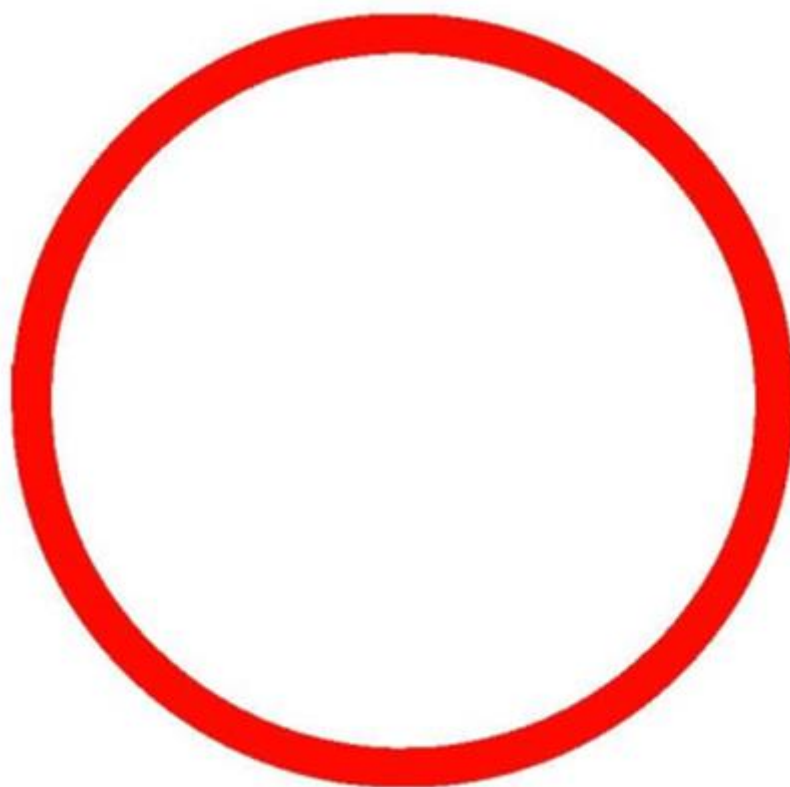
様式第2号（第3条関係）

臨時運行許可証	
許可第 号	大和高田市長
年 月 日	印
臨時運行許可 番号標番号	
申請者の住所 及び氏名称 又は名称	
車 名	
形 状	
車 台 番 号	
運 行 の 目 的	
運 行 の 経 路	～
※ 有 効 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備 考	

（裏面）

有効期間

月 日から



まで

様式第3号（第6条関係）

紛失（損傷）届

年 月 日

大和高田市長 宛

住 所
氏 名 印

年 月 日貸与されました

臨時運行許可証 第 号

臨時運行許可番号標番号 ー

を紛失（損傷）しましたので、届け出ます。

なお、本件紛失届は、 年 月 日に 警察署へ提出しております。
(受理番号)

紛失した日時

紛失した場所及び状況

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第29号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印1の項用途の欄中「証明」を「証明事務」に改め、同表2の項用途の欄中「記載事務」を「及び個人番号カードの券面記載事項の変更に係る事務」に改め、同表5の項を削り、同表6の項を同表5の項とし、同表7の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表専用公印11の項用途の欄中「、印鑑登録、特別永住者事務及び臨時運行許可に関する証明事務」を「及び印鑑登録に関する証明事務、並びに埋火葬の許可、臨時運行許可、特別永住者、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度、住民基本台帳ネットワークシステム、個人番号の通知、個人番号カードの交付並びに個人番号カードの認証に係る通知及び照会に関する事務」に改め、同項を同表10の項とし、同表12の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第30号

大和高田市まちの広場条例施行規則を次のように定める。

令和5年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市まちの広場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市まちの広場条例（令和5年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（区域）

第3条 広場の区域は、市長が公示して定めるものとする。

（使用期間等）

第4条 条例第6条第5項、第9条第4項及び第12条第5項の期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間を超えない範囲内とする。ただし、この期間によるべきでない市長が認める場合は、必要に応じて当該期間を延長することができる。

（1） 条例第6条第5項の期間 7日

（2） 条例第9条第4項の期間 10年（第7条第1項の規定により公募による決定を行う場合にあっては、20年）

（3） 条例第12条第5項の期間 10年

（広場の使用の許可）

第5条 条例第6条第1項の規定により、広場の使用の許可を受けようとする者（以下「広場使用申請者」という。）は、広場を使用しようとする日の3月前から14日前までの間に、次に掲げる事項を記載した広場使用申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 行為の目的
- （2） 行為の期間
- （3） 行為を行う場所
- （4） 行為の内容
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は広場使用申請書を審査し、広場の使用の許可を決定したときは広場使用許可書により、不許可を決定したときは広場使用不許可書により、広場使用申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる場合を除き、これを許可するものとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- （2） 広場を著しく損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合
- （4） 公衆の広場の使用を著しく妨げるおそれがある場合
- （5） その他前各号に掲げる場合に準ずる場合

4 市長は、前項第5号に該当することを理由に広場の使用を不許可としようとするときは、あらかじめ、条例第18条第1項の規定により設置した協議会（以下「協議会」という。）に諮問した上で、これを行うものとする。

5 同一の広場の同一の日の使用について異なった日に二以上の使用の申請があったときは、最先の広場使用申請者のみがその申請について許可を受けることができる。

6 同一の広場の同一の日の使用について同日に二以上の使用の申請があったときは、広場使用申請者の協議により定めた一の広場使用申請者のみがその広場を使用することができるものとする。この場合において、協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、抽選により広場を使用することができる者を決定する。

7 広場の使用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、広場を使用する日の14日前までに、次に掲げる事項を記載した広場使用変更申請書に広場使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 変更する事項
 - （2） 変更する理由
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （まちの広場施設の設置等の許可）

第6条 条例第9条第1項の規定により、まちの広場施設を設置し、又は管理しようとする者（以下「まちの広場施設設置等申請者」という。）は、まちの広場施設を設置し、又は管理しようとする日の3月前から14日前までの間に、次に掲げる事項を記載したまちの広場施設設置等申請書を市長に提出しなければならない。

（１） まちの広場施設を設置しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ まちの広場施設の種類及び数量
- オ まちの広場施設の構造及び規模
- カ まちの広場施設の管理方法
- キ 工事の実施計画
- ク 工事の期間
- ケ 広場の復旧方法

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（２） まちの広場施設を管理しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理するまちの広場施設
- エ 管理の方法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２ 条例第９条第２項の必要と認められる場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

（１） まちの広場施設を市長が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められること。

（２） まちの広場施設を市長以外の者が設け、又は管理することが広場の機能の増進に資すると認められること。

３ 市長は、第１項の規定による申請があった場合は申請書を審査し、まちの広場施設の設置又は管理の許可を決定したときはまちの広場施設設置等許可書により、不許可を決定したときはまちの広場施設設置等不許可書により、まちの広場施設設置等申請者に通知するものとする。

４ まちの広場施設の設置又は管理の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載したまちの広場施設設置等変更申請書にまちの広場施設設置等許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（１） 変更する事項

（２） 変更する理由

（３） 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第７条 市長は、まちの広場施設の設置又は管理の許可に当たっては、その申請を行うことができる者を、公募により決定するものとする。ただし、公募により決定することが、まちの広場施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、広場の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められないときは、この限りでない。

（公募設置等指針）

第８条 市長は、前条の規定による方法により、その申請を行うことができる者を決定するときは、まちの広場施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めるものとする。

２ 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

（１） 前条の規定により公募により決定するまちの広場施設（以下「公募対象広場施設」という。）の種類

- (2) 公募対象広場施設の場所
 - (3) 公募対象広場施設の設置又は管理の開始の時期
 - (4) 公募対象広場施設の使用料（公募対象広場施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額
 - (5) 特定広場施設（公募対象広場施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、市長がその者に建設を行わせる園路、広場その他のまちの広場施設であって、当該公募対象広場施設の周辺に設置することが広場の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定広場施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）
 - (6) 利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の物件又は施設であって、公募対象広場施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項
 - (7) 広場の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象広場施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項
 - (8) 第11条第1項の認定の有効期間
 - (9) 設置等予定者（公募対象広場施設に係る設置又は管理の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第2号の場所は、前条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが広場の管理上適切でない場所として市長が定める場所については定めないものとする。
- 4 第2項第4号の使用料の額の最低額は、第15条の規定により定める使用料の額を下回ってはならないものとする。
- 5 第2項第8号の有効期間は、20年を超えないものとする。
- 6 市長は、第2項第9号の評価の基準を定めようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- （公募設置等計画の提出）
- 第9条 広場に公募対象広場施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象広場施設の設置又は管理に関する計画（以下「公募設置等計画」という。）を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを市長に提出することができる。
- 2 公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 公募対象広場施設の設置又は管理の目的
 - (2) 公募対象広場施設の場所
 - (3) 公募対象広場施設の設置又は管理の期間
 - (4) 公募対象広場施設の構造
 - (5) 公募対象広場施設の工事实施の方法
 - (6) 公募対象広場施設の工事の時期
 - (7) 公募対象広場施設の使用料の額
 - (8) 特定広場施設の建設に関する事項（当該特定広場施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）
 - (9) 利便増進施設の設置に関する事項

（10） 広場の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象広場施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項

（11） 資金計画及び収支計画

（12） その他市長が定める事項

3 公募設置等計画の提出は、市長が公示する1月を下らない期間内に行わなければならない。

（設置等予定者の選定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により公募対象広場施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

（1） 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。

（2） 当該公募対象広場施設が第6条第2項各号のいずれかに該当するものであること。

（3） 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第8条第2項第9号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。

3 市長は、前項の評価に従い、広場の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

4 市長は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（公募設置等計画の認定）

第11条 市長は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象広場施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象広場施設の場所を公示しなければならない。

（公募設置等計画の変更等）

第12条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

（1） 変更後の公募設置等計画が第10条第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。

（2） 当該公募設置等計画の変更をすることについて、広場の利用者の利便の一層の向上に寄与するものと見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

（公募対象広場施設の設置又は管理の許可等）

第13条 認定計画提出者は、第11条第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた公募設置等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認

定公募設置等計画」という。）に従って公募対象広場施設の設置又は管理をしなければならない。

- 2 市長は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づきまちの広場施設の設置又は管理の申請があった場合においては、まちの広場施設の設置又は管理の許可を与えなければならない。
- 3 市長が前項の規定によりまちの広場施設の設置又は管理の許可を与えた場合においては、当該許可に係る使用料の額は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が第15条第1項の規定による額を下回る場合にあっては、同項の規定による額）とする。
- 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第11条第2項の公募対象広場施設の場所（前条第1項の変更の認定があったときは、同条第3項において準用する第11条第2項の公募対象広場施設の場所）については、まちの広場施設の設置又は管理の申請をすることができない。

（地位の承継）

第14条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（1） 認定計画提出者の一般承継人

（2） 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象広場施設の所有権その他当該公募対象広場施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

（使用料等）

第15条 条例第10条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

- 2 広場使用申請者及びまちの広場施設設置等申請者は、広場の使用又はまちの広場施設の設置若しくは管理の許可を受けたときは、広場使用料納付書により、広場を使用し、又は設置し、若しくは管理する日までに使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、まちの広場施設設置等申請者は、まちの広場施設の設置又は管理の期間が年度を超えるときは、年度ごとにその使用料を納付するものとする。この場合において、まちの広場施設の設置又は管理を始めた日の属する年度の翌年度以降の使用料については、それぞれの年度の4月末日までに当該年度分の使用料を支払うものとする。

（まちの広場施設以外の工作物等の設置に係る許可）

第16条 条例第12条第1項の規定により、まちの広場施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占用しようとする者（以下「広場占用申請者」という。）は、広場を占用しようとする日の3月前から14日前までの間に、次に掲げる事項を記載した広場占用申請書を市長に提出しなければならない。

（1） 占用の目的

（2） 占用の期間

（3） 占用の場所

（4） 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量

（5） 工作物その他の物件又は施設の構造

（6） 工作物その他の物件又は施設の設置工事の計画

（7） 工作物その他の物件又は施設の設置工事の期間

（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は広場占用申請書を審査し、広場の占用の許可を決定したときは広場占用許可書により、不許可を決定したときは広場占用不許可書により、広場占用申請者に通知するものとする。

- 3 広場の占用の許可を受けた広場占用申請者は、占用の許可を受けた事項を変更しようとするとき

は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した広場占用変更申請書に広場占用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更する事項
- (2) 変更する理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第12条第3項ただし書に規定する広場の風致に影響を与えない占用物件の軽微な改装等であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装及び色彩を変えない外部の塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の占用の許可の際に指示した事項
(占用料の徴収方法)

第17条 広場占用申請者は、広場の占用の許可を受けたときは、広場占用料納付書により、広場を占有する日までに占用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広場占用申請者は、広場の占用の期間が年度を超えるときは、年度ごとにその占用料を納付するものとする。この場合において、広場の占用を始めた日の属する年度の翌年度以降の使用料については、それぞれの年度の4月末日までに当該年度分の使用料を支払うものとする。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、条例第19条の規定により、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止し、広場に存する工作物その他の物件若しくは施設を改築し、移転し、若しくは除却し、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な措置をし、広場を原状に回復し、又は広場から退去することを命ずる場合においては、書面によりこれを行うものとする。

(使用料等の還付)

第19条 条例第15条ただし書に規定する相当の理由は、広場使用申請者、まちの広場施設設置等申請者若しくは広場占用申請者（以下「使用申請者等」という。）の責めに帰さない理由により、広場を使用し、まちの広場施設を設置し、若しくは管理し、又は広場を占有することができないときに限り、認められるものとする。この場合において、還付できる使用料等の額は、広場を使用し、まちの広場施設を設置し、若しくは管理し、又は広場を占有することができなくなった期間分の使用料等の額とする。

2 前項の規定による使用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第20条 条例第16条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書に、広場使用申請者にあつては広場使用申請書、まちの広場施設設置等申請者にあつてはまちの広場施設設置等申請書、広場占用申請者にあつては広場占用申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第16条の規定により使用料等の減額又は免除することができる場合は、広場の使用、まちの広場施設の設置若しくは管理、広場の占有を行う目的となる事業等に、公共性又は公益性が認められる場合とする。この場合において、減額又は免除できる使用料等の額は、使用料等の全額とする。

（工作物その他の物件又は車両等の返還）

第21条 条例第20条第2項の規定により保管された工作物その他の物件又は車両等（現金で保管する場合を含む。）の返還を受けようとする者は、受領書を市長に提出しなければならない。

（補則）

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 広場の使用の不許可については、この規則の施行の日から条例第19条第1項の規定により協議会が設置されるまでの間は、第5条第4項の規定は適用しない。

別表（第15条関係）

種別	単位	使用料
第6条第1項の許可に係る土地	1平方メートル 1月	150円
	1平方メートル 1日	5円
第9条第1項の許可に係る土地	1平方メートル 1月	150円
	1平方メートル 1日	5円

備考 使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

規則第31号

大和高田市まちの広場条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和5年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市まちの広場条例の施行期日を定める規則

大和高田市まちの広場条例（令和5年条例第18号）の施行期日は、令和5年10月1日とする。

規則第32号

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則（平成12年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（使用制限）

第9条 条例第7条第6号の市長が広場の使用を不適当と認めるときとは、次に掲げるときとする。

ただし、市長が必要な条件を付すことにより、広場の管理上支障を生ずるおそれが認められなくなるときは、この限りでない。

（1） 広場において飲食を行うとき。

（2） 広場において火気を使用するとき。

（3） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をするおそれがあるとき、又はそのおそれがあると認められるものを携帯するとき。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

告示第90号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・J R 高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年8月28日	1									
令和5年8月31日									1	

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和5年8月4日	大和高田市大字大谷355-2	1	
令和5年8月17日	大和高田市大字市場77-12 橘町南公園	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第91号

令和5年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第92号

令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年9月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この納入通知書の発送年月日

令和5年7月12日			
2 送達を受けるべき者			
番号	納付義務者の住所	納付義務者	通知番号
1	西町2番31-40F号 高田中央ハイツ	津止 康生	02767077
2	土庫1丁目3番15号	岡本 勝利	02232999
3	大字藤森374番地1	廣華 弘幸	02950228

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第93号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和5年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成16年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第3条第14号、第5条第1項各号及び第5条の2第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

様式第1号中「 大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に、
「

過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練 修了支援給付金）を受けたことが ある ・ ない
----------	--

」を

「

過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練 修了支援給付金）を受けたことが ある ・ ない
本給付金と同時に 利用する給付金と 貸付金について	

」に改

め、「押印」を削る。

様式第2号中「大和高田市長 殿」を「 大和高田市長 宛」に改める。

様式第3号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改め、
「

上記1～6に記載した者のうち、婚姻（※）によらないで母又は父となったもので、現に婚姻（※）していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。 （※）民法（明治29年法律第89号）上の婚	☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5 ☐6
--	--

姻	
---	--

」及び

「・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

① 対象者及びその者の子の戸籍謄本

② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書」を削る。

様式第5号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に、

「2 添付書類

高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（写）

3 訓練促進給付金等振込口座」を「2 訓練促進給付金等振込口座」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱の規定により申請のあった手続その他の行為について適用し、同日前にこの告示による改正前の大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により申請のあった手続その他の行為については、なお従前の例による。

告示第94号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改め、「押印」を削る。

様式第2号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改める。

様式第3号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に改める。

様式第5号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に、

「

児童扶養手当 の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印
------------------	---

」を

「

児童扶養手当
の受給の証明

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。
(担当者氏名)

」に改

め、「押印」を削る。

様式第7号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に、「氏 名 _____
印」を「氏 名 _____」に、

「2 添付書類

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（写）

3 訓練給付金振込口座 _____」を「2 訓練給付金振込口座」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第95号

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和元年告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「4, 500円」を「4, 700円」に改める。

様式第1号中「印」を削り、「4, 500円」を「4, 700円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

告示第96号

令和5年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和5年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和5年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和5年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,151,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,410,449	52,296	6,462,745
	2. 国庫補助金	1,916,505	52,296	1,968,801
16. 県支出金		1,895,901	7,820	1,903,721
	2. 県補助金	329,554	7,820	337,374
19. 繰入金		1,166,201	△121,993	1,044,208
	1. 基金繰入金	1,158,805	△123,019	1,035,786
	2. 特別会計繰入金	7,396	1,026	8,422
20. 繰越金		0	133,879	133,879
	1. 繰越金	0	133,879	133,879
21. 諸収入		247,410	1,479	248,889
	4. 雑入	232,820	1,479	234,299
22. 市債		2,454,100	63,000	2,517,100
	1. 市債	2,454,100	63,000	2,517,100
補正されなかった科目に係る額		17,840,858	0	17,840,858
歳入合計		30,014,919	136,481	30,151,400

「第20款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,975,584	△83,973	2,891,611
	1. 総務管理費	2,416,501	△83,973	2,332,528
3. 民生費		13,392,213	107,315	13,499,528
	1. 社会福祉費	6,590,481	79,893	6,670,374
	2. 児童福祉費	4,097,974	27,422	4,125,396
4. 衛生費		5,765,105	49,138	5,814,243

	1. 保健衛生費	1, 819, 071	49, 138	1, 868, 209
6. 農林水産業費		128, 139	10, 919	139, 058
	1. 農業費	128, 139	10, 919	139, 058
8. 土木費		1, 877, 537	31, 965	1, 909, 502
	1. 土木管理費	124, 505	22, 330	146, 835
	5. 住宅費	161, 957	9, 635	171, 592
10. 教育費		2, 435, 461	21, 117	2, 456, 578
	6. 社会教育費	245, 422	13, 090	258, 512
	7. 保健体育費	516, 503	8, 027	524, 530
補正されなかった科目に係る額		3, 440, 880	0	3, 440, 880
歳 出 合 計		30, 014, 919	136, 481	30, 151, 400

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
4tアームロール車購入に係る経費	令和8年3月末まで	12, 325千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ロータリー車及び2tダンプ車購入に係る経費	令和7年3月末まで	67, 650千円	令和8年3月末まで	67, 650千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総合福祉会館整備事業	千円 23,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
さくら荘整備事業	11,800	〃	〃	〃
こども園整備事業	6,500	〃	〃	〃
葛城コミュニティセンター整備事業	3,200	〃	〃	〃
図書館整備事業	8,500	〃	〃	〃
計	53,600			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
保健センター整備事業	千円 8,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 13,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市営斎場整備事業	3,100	〃	〃	〃	7,000	〃	〃	〃

令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,736,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰入金		779,228	3,000	782,228
	1. 一般会計繰入金	619,700	3,000	622,700

10. 繰越金		0	70,000	70,000
	1. 繰越金	0	70,000	70,000
補正されなかった科目に係る額		6,884,672	0	6,884,672
歳入合計		7,663,900	73,000	7,736,900

「第10款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		130,584	3,000	133,584
	1. 総務管理費	106,220	3,000	109,220
9. 基金積立金		125	70,000	70,125
	1. 基金積立金	125	70,000	70,125
補正されなかった科目に係る額		7,533,191	0	7,533,191
歳出合計		7,663,900	73,000	7,736,900

令和5年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		0	6,407	6,407
	1. 繰越金	0	6,407	6,407
補正されなかった科目に係る額		116,100	0	116,100
歳入合計		116,100	6,407	122,507

「第5款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		58,838	703	59,541
	1. 施設管理費	58,599	703	59,302
3. 基金積立金		1	5,704	5,705

	1. 基金積立金	1	5,704	5,705
補正されなかった科目に係る額		57,261	0	57,261
歳 出 合 計		116,100	6,407	122,507

令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,505,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰入金		1,341,358	9,794	1,351,152
	1. 一般会計繰入金	1,165,648	9,794	1,175,442
8. 繰越金		0	149,645	149,645
	1. 繰越金	0	149,645	149,645
9. 諸収入		65,066	8,902	73,968
	3. 雑入	65,050	8,902	73,952
補正されなかった科目に係る額		5,930,776	0	5,930,776
歳 入 合 計		7,337,200	168,341	7,505,541

「第8款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		136,545	7,820	144,365
	1. 総務管理費	95,640	7,820	103,460
5. 基金積立金		878	46,088	46,966
	1. 基金積立金	878	46,088	46,966
7. 諸支出金		1,550	114,433	115,983
	1. 償還金及び還付加算金	1,550	114,433	115,983
補正されなかった科目に係る額		7,198,227	0	7,198,227
歳 出 合 計		7,337,200	168,341	7,505,541

令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		26,868	126	26,994
	2. 基金繰入金	0	126	126
7. 市債		1,400	900	2,300
	1. 市債	1,400	900	2,300
9. 繰越金		0	19,437	19,437
	1. 繰越金	0	19,437	19,437
補正されなかった科目に係る額		59,732	0	59,732
歳入合計		88,000	20,463	108,463

「第9款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 基金積立金		1	19,437	19,438
	1. 基金積立金	1	19,437	19,438
5. 諸支出金		5,209	1,026	6,235
	1. 繰出金	5,209	1,026	6,235
補正されなかった科目に係る額		82,790	0	82,790
歳出合計		88,000	20,463	108,463

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
休日診療所整備事業	千円 1,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 2,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和5年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	1,816,956 千円	2,178 千円	1,819,134 千円
第1項 営 業 収 益	1,708,628 千円	△35,388 千円	1,673,240 千円
第2項 営 業 外 収 益	108,253 千円	37,566 千円	145,819 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,735,182 千円	2,178 千円	1,737,360 千円

第1項 営業費用 1,676,282 千円 2,178 千円 1,678,460 千円

（他会計からの補助金）

第3条 新型コロナウイルス感染症対策として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は37,566千円である。

令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （計）

（4）主要な建設改良事業

固定資産購入費 167,456 千円 1,320 千円 168,776 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

収入

第1款 病院事業収益 8,871,045 千円 98,895 千円 8,969,940 千円

第2項 医業外収益 401,522 千円 98,895 千円 500,417 千円

支出

第1款 病院事業費用 8,869,986 千円 △20,750 千円 8,849,236 千円

第1項 医業費用 8,635,669 千円 △40,574 千円 8,595,095 千円

第3項 特別損失 18,302 千円 19,824 千円 38,126 千円

第4条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,143千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,344千円、過年度分損益勘定留保資金414,919千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

支出

第1款 資本的支出 828,826 千円 1,320 千円 830,146 千円

第1項 建設改良費 167,459 千円 1,320 千円 168,779 千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
建替え候補地検証支援業務委託料	令和6年度	9,000千円 に消費税及び地方消費税を加

算した額の範囲内

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	5,106,277千円	△22,000千円	5,084,277千円

告示第97号

令和5年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）

第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和5年5月8日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和5年5月31日

変更後 令和5年9月29日

3. 送達を受けるべき者

	氏名	住所	備考
1	榎木 成海	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目7-34 レオパレスリーグ難芳庵301号室	郵便局による居住確認に 反応なし。

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第98号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和5年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年6月1日から令和5年6月30日までの間

告示第99号

令和5年度滞納処分の停止通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 この納入通知書の発送年月日

令和5年9月7日

2 送達を受けるべき者

番号	納付義務者の住所	納付義務者	通知番号
1	大字藤森374番地1	廣華 弘幸	02950228

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告**公告第91号**

大和高田市立病院売店等運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年9月6日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院（以下、「当院」という。）の利用者等へのサービス供与を目的とする病院内の売店等運営（売店運営、自動販売機の設置及び入院セット運営を含む。以下「売店等運営」という。）をする事業者を募集します。

1 業務概要

（1）業務名 大和高田市立病院売店等運営

（2）業務内容 大和高田市立病院内の売店等運営及び管理

（3）運営期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日までの原則5年間とする。

※売店等運営事業者決定から令和11年1月31日までの期間を売店等運営開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については売店等運営事業者の負担とする。

（4）運営場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院

2 受託者選定方法

（1）方式 公募型プロポーザル方式

（2）選定方法 当院職員で構成する大和高田市立病院 売店等運営事業者選定委員会による、ヒ

アリング及び質問を実施し、評価項目ごとに得点化を行う。

3 参加資格

募集要項による。

4 本プロポーザルの応募に必要な書類

募集要項等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス <https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

（1）掲載期間 公告日から令和5年10月10日（火）まで

（2）問合せ先 「6 提出先・問い合わせ先」参照

5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付

（1）受付日 令和5年10月10日（火）

（2）受付時間 9時～17時（但し、12時～13時は除く。）

（3）提出方法 募集要項による。

6 提出先・問い合わせ先

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院事務局管理課

TEL：0745-53-2901

FAX：0745-23-9282

メールアドレス：kanri@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

公告第92号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	市役所庁舎第二駐車場運営管理業務委託
2 履行場所	市役所庁舎第二駐車場（大和高田市大字大中100番地1）
3 契約期間	契約締結日から令和8年7月10日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができるものは、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）駐車場運営管理業務（ただし、設備機器等設置、コールセンター業務及び料金収納業務を含むものに限る。）を元請けで履行した実績を有する者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（1）の要件を満たすことを証するもの（該当業務（設備機器等設置、コールセンター業務及び料金収納業務）全ての履行実績が分かる契約書等の写し） ④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ※ ④及び⑤は、令和5年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和5年9月7日（木）から令和5年9月19日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階 総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を

	送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和5年9月25日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和5年9月26日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和5年9月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和5年9月29日（金）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第93号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和5年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行場所	大和高田市内
3 履行期間	契約締結日から令和6年2月29日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（検査・分析・調査業務）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (4) 平成30年4月1日以降で、元請けで官公庁等発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。

	① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（4）の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和5年9月7日（木）から令和5年9月21日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和5年9月28日（木）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和5年9月29日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和5年10月3日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消

	費税等抜きの金額で記載してください。
1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和5年10月4日（水）午前11時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第94号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第95号**入 札 公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	令和5年度大和高田市航空写真撮影業務委託
2 履行場所	大和高田市全域
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量（航空測量）」又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「印刷類（地図・航空写真）」に登録している者であること。 （2）測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を行っていること。 （3）測量士の資格を有する主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。 （4）令和元年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（全画素 DSM の作成を含むものに限る。）の履行実績を有する者であること。 （5）以下のすべての資格を認証取得している者であること。 ・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】 ・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】 ・品質マネジメントシステム【ISO9001】 （6）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （8）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （9）（6）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（2）に係る登録証明書の写し ④ 5の（3）に係る配置予定者の資格者証の写し及び雇用を証する書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し等） ⑤ 5（4）に係る令和元年10月1日以降における履行実績を証す

	るもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ⑥ 5の（5）に係る認証取得を証する書類の写し ※ ③は、令和5年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 （4）受付期間 令和5年9月22日（金）から令和5年10月2日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和5年10月16日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和5年10月17日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和5年10月19日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約

	規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年10月20日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥5,182,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第96号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第29号
- (2) 工 事 名 大和高田市総合福祉会館・高田温泉さくら荘照明器具改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市総合福祉会館（大和高田市 大字池田 地内）他1
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 35,800,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 35,800,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 32,936,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前9時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該

違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第97号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高契第30号

(2) 工 事 名 大和高田市立図書館・葛城コミュニティセンター照明器具改修工事

(3) 工事場所 大和高田市立図書館（大和高田市 西町 地内）他1

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 11,900,000円（税抜き）

(7) 設計金額 11,900,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 10,936,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前9時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認め

られた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- （4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- （5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第98号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高契第31号

(2) 工 事 名 大和高田市立高田・土庫こども園照明器具改修工事

(3) 工事場所 大和高田市立高田こども園（大和高田市 内本町 地内）他1

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに

(6) 予定価格 6,660,000円（税抜き）

(7) 設計金額 6,660,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 6,104,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。

(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

（7）本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。

（8）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （２）契約保証金について

免除します。

- （３）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- （４）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- （５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- （１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第99号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第32号
- (2) 工 事 名 大和高田市保健センター照明器具改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 6,550,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,550,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 6,025,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2

5号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

（7）本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。

（8）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札

オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札

イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行っ

てください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（２）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

９ その他

（１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第９条第２項の規定により入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（２）契約保証金について

免除します。

（３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとします。

（４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとします。

（５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

１０ お問い合わせ先

（１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第100号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第33号
- (2) 工 事 名 大和高田市営斎場照明器具改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市営斎場（大和高田市 材木町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 3,970,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,970,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,640,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前11時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第101号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第34号
- (2) 修繕名 浮孔西小学校受変電設備改修工事
- (3) 修繕場所 浮孔西小学校（大和高田市 曾大根1丁目 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 修繕内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 2,130,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,130,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,943,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月17日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロード）	令和5年9月25日（月） ～	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/

ードしてください。)	令和5年10月17日（火）	koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月11日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月13日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月16日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月17日（火） 午前11時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後

審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感

染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第102号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田当麻線家屋補償等調査業務委託（再算定及び詳細設計）
2 履行場所	大和高田市 大字市場 地内
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の補償コンサルタント業務（「物件」、「機械工作物」、「営業補償・特殊補償」及び「補償関連」）に登録している者であること。 (2) 平成25年4月1日以降において、官公庁等発注の1件あたり1,000万円以上の補償コンサルタント業務を元請けで履行した実績（ただし、公告時点において完了しているものに限る。）を有する者であること。 (3) 管理技術者として、「物件」、「機械工作物」、「営業補償・特殊補償」、「補償関連」のいずれかの部門について、補償業務管理士の資格又は7年以上の実務経験を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(4)の照査技術者との兼務は認めない。 (4) 照査技術者として、「物件」、「機械工作物」、「営業補償・特殊補償」、「補償関連」のいずれかの部門について、補償業務管理士の資格又は7年以上の実務経験を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者との兼務は認めない。 (5) 一級建築士の資格を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。なお、(3)の管理技術者又は(4)の照査技術者との兼務は可とする。 (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ④ 5の(3)に係る配置予定者の資格者証の写し及び雇用を証する書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加

	入証明書の写し等) ⑤ 5(4)に係る配置予定者の資格者証の写し及び雇用を証する書類の写し(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し等) ⑥ 5の(5)に係る配置予定者の資格者証の写し及び雇用を証する書類の写し(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し等) (3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。 (4) 受付期間 令和5年9月26日(火)から令和5年10月5日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和5年10月18日(水) 午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和5年10月19日(木) 午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年10月23日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。

10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 令和5年10月24日（火）午前10時 （2）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥10,156,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第103号

令和5年9月26日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和5年 10月6日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和5年 10月24日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和5年10月30日 午後1時00分
公売締切日時	令和5年11月6日 午後1時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ

公売方法	期間入札
開札日時	令和5年11月6日 午後2時00分
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和5年11月27日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策室
買受代金納付期限	令和5年11月27日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和5年10月6日午後1時00分 ～ 令和5年10月24日午後11時00分
公売保証金納付場所	KSI 官公庁オークション
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<その他の事項> 1 公売保証金の支払いはクレジットカード。買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、ただちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後で取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。 7 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時が異なることがあります。 9 農地を買い受ける際は大和高田市役所の農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。 10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承願います。	

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
5	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 81番13 ・地目 宅地 ・地積 268.04㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要	200,000	1,970,000

	・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,500mのところ（徒歩約19分） ・当該敷地の北面で大淀町道中部85号線と接している（接面約5.2m、幅員約7.3m）。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 ・当該物件は抵当権設定仮登記がされている可能性がありますので、詳細については登記簿をご確認ください。 ◎利用状況・法的規制等 （行政的条件） ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率（指定） 50% ・容積率（指定） 80% ・高度地区 なし ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。		
--	--	--	--

公告第104号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

教育委員会
教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月19日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年9月25日（月）午前9時30分

2 場所

市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 令和5年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第55号**

令和5年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,237 人

6分の1の数 9,119 人

50分の1の数 1,095 人

選挙管理委員会告示第56号

令和5年4月23日執行の大和高田市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第57号

令和5年4月23日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第58号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年9月7日（木） 午後1時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて

第2号 その他

農業委員会**農業委員会告示第9号**

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年10月4日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第4条の規定による申請について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業**上下水道事業告示第12号**

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和5年9月14日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和5年9月28日
- 2 供用及び処理を開始する区域
高田川第3-1処理分区 野口
高田川第5処理分区 磯野南町, 西三倉堂1丁目, 栄町, 東中1丁目, 大中南町
高田川第6処理分区 大東町, 中三倉堂町1丁目, 今里町, 南今里町, 東三倉堂町, 中今里町
高田川第7処理分区 大谷, 日之出東本町, 大字土庫, 土庫1丁目, 有井
- 3 供用を開始する排水施設の区域
大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

上下水道事業告示第13号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和5年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | |
|--------|--------|---------------------|
| 1 事業者名 | 2 代表者名 | 3 所在地 |
| さくら設備 | 岡本 仁 | 奈良県香芝市藤山二丁目1168番地の9 |

上下水道事業告示第14号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | |
|-------------|--------|-------------|
| 1 事業者名 | 2 代表者名 | 3 所在地 |
| 株式会社さくら設備興業 | 岡本 仁 | 奈良県葛城市當麻182 |

上下水道事業告示第15号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程

第10条第2号の規定により告示する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
フジタ水道設備	藤田 裕樹	奈良県御所市大字東辻69番地の3

上下水道事業告示第16号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社トーシン技建	藤田 江梨子	奈良県御所市大字東辻69番地の3

上下水道事業公告第23号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託業務名	幹線管路不明水調査及び管路診断業務（その2）
2 履行場所	大和高田市 本郷町他 地内
3 履行期間	契約締結日から令和6年2月29日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（下水道部門）に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （4）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （5）（2）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

	(6) 奈良県内に本店又は支店（委任先に限る。）を有する者であること。 (7) 平成30年4月1日以降において、官公庁等発注の下水道管路修繕改築計画策定業務の元請実績を有する者であること。 (8) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できる者であること。 ①技術士（総合技術監理部門：「上下水道－下水道」） ②技術士（上下水道部門：「下水道」） ③シビルコンサルティングマネージャ（RCCM「下水道」） ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないものとする。 (9) 下水道管路管理総合技士の資格を有する技術者を配置できる者であること。なお、(9)に規定する技術者は(8)の管理技術者と兼ねることができるが、照査技術者とは兼ねることができないものとする。
6 競争入札参加資格 確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（7）に掲げる履行実績を証するもの（契約書の写し等） ④ 5（8）に掲げる配置予定者の資格者証の写し ⑤ 5（9）に掲げる配置予定者の資格者証の写し (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和5年9月5日（火）から令和5年9月19日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-0016 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課
7 競争入札参加資格 の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書） についての質疑	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市

応答	ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和5年9月28日（木）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295 (3) 回答期限 令和5年9月29日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和5年10月3日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年10月4日（水）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥12,010,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。

- | |
|---|
| <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p> |
|---|

上下水道事業公告第24号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高水契第34号・高水契第35号
- (2) 工事名 配水管布設替工事（S02）・消火栓布設替工事（消02）
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 14,570,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 14,570,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 13,103,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 耐震継手配管技能者及び配水用ポリエチレン管施工講習受講者を配置することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補

者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。

（９）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月12日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月12日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月5日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月10日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年9月28日（木） ～ 令和5年10月11日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月12日（木） 午前10時	大和高田市上下水道事業庁舎 2階 上下水道部水道工務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（１）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（２）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （１）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第１順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （２）落札候補者となるべき同価の入札者が２以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （３）入札は、１回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （４）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （５）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第９条第２項の規定により入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）第３条の規定により、同要綱別表第２第８号（４）に該当し、３月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第３条の規定により、同要綱別表第２第９号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第１順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部水道工務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第１順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第１順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （１）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ

先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5番22号

大和高田市役所 上下水道部 水道工務課

TEL（0745）52-3901

FAX（0745）23-3850

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

上下水道事業公告第25号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第25号
- (2) 工事名 高4枝有井地内管渠工事（53）・給配水管移設工事（G53）
- (3) 工事場所 大和高田市 有井 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 17,030,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 17,030,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 15,291,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月18日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月18日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月12日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月16日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月3日（火） ～ 令和5年10月17日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月18日（水） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存

形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

上下水道事業公告第26号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- （1）工事番号 大高下契第26号
- （2）工事名 敷枝築山管内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）
- （3）工事場所 大和高田市 築山 地内
- （4）工事期間 契約締結日から令和6年1月31日（水）まで
- （5）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- （6）予定価格 9,700,000円（税抜き）
- （7）設計金額 9,700,000円（税抜き）
- （8）最低制限比較価格 8,686,000円（税抜き）
- （9）入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- （2）令和5年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- （3）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- （8）本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- （9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月18日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月18日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月12日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月16日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月3日（火） ～ 令和5年10月17日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月18日（水） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存

形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第27号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第27号
- (2) 工事名 築枝大谷地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)・消火栓新設工事(消01)
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおりに
- (6) 予定価格 59,320,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 59,320,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 53,563,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月19日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月23日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月11日（水） ～ 令和5年10月24日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月25日（水） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第28号
- (2) 工 事 名 高6枝昭和町・三和町地内管渠工事（5）・給配水管移設工事（G05）
- (3) 工事場所 大和高田市 昭和町・三和町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 55,650,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 55,650,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 50,304,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土木一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和5年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和5年9月25日（月） ～ 令和5年10月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年10月19日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年10月23日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年10月11日（水） ～ 令和5年10月24日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年10月25日（水） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)